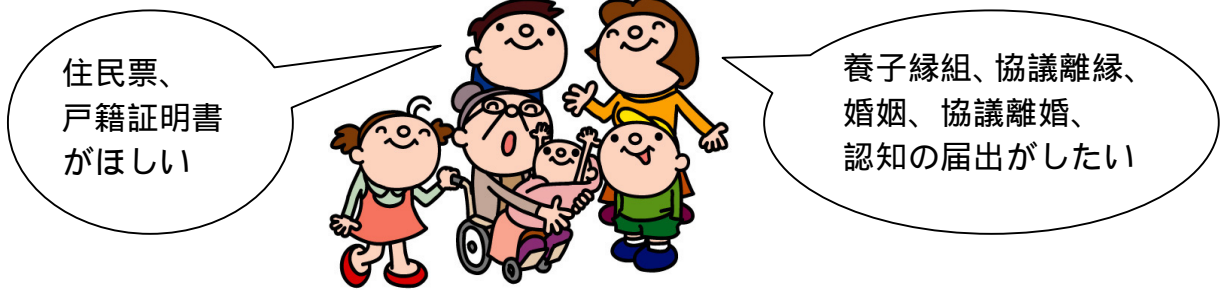


平成20年5月1日より

戸籍窓口での
「本人確認」が

法律上のルールになります。



～戸籍の窓口に来られる方～
下記の書類で「本人確認」を行います。

写真付き公的証明書をお持ちの方

運転免許証、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）など
・・・・・・・・・・いずれか1枚

写真付き公的証明書をお持ちでない方

保険証又は年金手帳など写真なしの公的証明書・・・・・・・・・・いずれか2枚

上記証明書をいずれもお持ちでない方

写真なし公的証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1枚
私的写真付き証明書（学生証、会社の身分証明書など）・・1枚 } 計 2枚

申請者本人が来られない場合（代理申請）

「委任状」 + 「代理人の本人確認(上記同様)」
委任状は住民係窓口にありますし、ホームページからも様式のダウンロードが可能です。（記入方法は、記入例を参考にして下さい。）
必要事項が備えてあれば手書きの委任状でも申請可能です。

【問い合わせ先～おもいやり課住民係（65-2119 内線126・127）】